

北里大学と相模原市の連携による地域産業活性化に関する協定

北里大学（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）は、地域における産業の活性化を図るための協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携を図ることにより、甲の持つ『医療』・『農業』・『環境』に代表される『ライフサイエンス』に関する専門的な知識や情報を、乙の仲介により、地域の企業等に提供することを通じて、新たな産業創造を目指すことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲乙は、次の事項について協力をするものとする。

- （1）地域企業等との連携による新製品・新技術の開発に関すること
- （2）地域企業等が抱える技術的課題の解決に関すること
- （3）その他産業の支援・活性化に関すること

（支援機関との連携）

第3条 前条に規定する協力事項を実施する場合、甲乙は、必要に応じて次の支援機関と連携を図るものとする。

- （1）相模原商工会議所、城山町商工会、津久井町商工会、相模湖町商工会、藤野町商工会
- （2）株式会社 さがみはら産業創造センター
- （3）財団法人 相模原市産業振興財団

2 前項の支援機関との連携を行う場合、乙は支援機関の窓口として調整を行うものとする。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第5条 この協定は、締結の日から発効し、甲乙一方からの申し出のない限り効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年10月10日

甲 東京都港区白金五丁目9番1号

乙 相模原市中央二丁目11番15号

北里大学

相模原市

学長

柴 忠義 

市長

小川 翠夫 